

## 誓約書・同意書（海外研修）

女子美術大学・女子美術大学短期大学部

学長 小倉 文子 殿

私はこの度、2026年度女子美術大学・女子美術大学短期大学部（以下、大学という）海外研修への申し込みにあたり、下記に記載されている諸事項を理解して遵守し、同意のうえ参加することを誓約いたします。誓約事項に反した場合、参加資格の取消しについて異議を申し立てません。

### 記

#### 【①基本事項】

1. 海外研修の現地での研修プログラムを除くすべての旅程は株式会社エイチ・アイ・エスが企画する旅行であり、本旅行は私と会社の間における企画旅行契約に基づいて実施されること。
2. 選考がある研修については、書類選考や教職員との面談等を通して、研修への参加の是非が判断される場合があることを了承すること。
3. 海外研修に必要な諸手続き（研修先機関に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、留学費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。

#### 【②健康・参加要件】

4. ・安全な研修プログラムの実施および研修の目的の達成にたる健康状態にあることを確認するため、懸念事項がないことを保証する。また、保証に当たり本学から現地研修前及び現地研修中に健康状態について必要な情報提供を求められる場合は、虚偽の申告をせず、定められた期日までに、以下の健康状態について遺漏なく申告すること。また、申告内容に変更があった場合は、速やかに再度申告すること。

次に該当する場合は、番号と内容を記載してください。

1. 特別な配慮を要する持病・既往症
2. 現在治療中あるいは経過観察中の心身の不調や疾患（医療機関や学内の健康管理・支援部署等を現在利用している、あるいは利用が必要な状態を含む）
4. 重度のアレルギー

番号 ( )

内容 { }

・上記に該当する場合、大学が必要に応じて主治医（担当医）からの最新の診断書ないし海外研修参加に十分耐えうる健康状態であることを証明する書類の提出を求めた際には、指定された期日までに同書類を提出すること。

・上記に該当する場合、国際センターおよび保健センターの関係者間で、必要最小限の情報を共有することに合意すること。

・研修参加期間中の健康管理については自己責任で行うこと。健康上の問題、懸念事項が生じた場合は、本学に一切の責任を問わない。

・必要な申告や書類を提出しなかった場合や、後に虚偽の申告を行ったことが判明した場合は、研修参加が取消しになる場合があること。また、参加決定後、出発前に不調になった場合は必ず変化を報告・相談すること。その結果、本学の判断により現地研修に派遣しない可能性があること。

・医師の診断により参加が可能とされた場合であっても、本学が安全管理上適当でないと判断した場合には、参加を認めないことがあることを了承すること。また、これらの事態に伴

う手配や治療・搬送・帰国等に係る費用負担について、海外旅行保険で補償できない場合は（既往症を含む）学生本人または保証人の責任において対応することとし、派遣先機関、本学およびその関係者に費用負担その他の責任を追究しないこと。

【③ 健康管理・安全行動】

5. 海外研修に伴う渡航期間中は、健康管理および安全管理を徹底し、事件や事故に巻き込まれないよう行動すること。また、現地で自動車およびオートバイを運転しないこと。

【④健康管理・保険】

6. 大学が指定する海外留学保険に加入すること。
  - ・既往症に起因する症状については、海外旅行保険の適用対象外となる場合があることを理解すること。

【⑤ 行動規範】

7. 他の参加者と協調して良好な学習環境と集団生活を維持し、周囲に迷惑を及ぼす身勝手な行為、態度、言動をとらないこと。
8. 大学の引率者および研修先機関の指示に従い、定められた注意事項を守り、女子美術大学・女子美術大学短期大学部学生として規律ある態度を保持すること。

【⑥ 免責事項・プログラムの参加責任】

9. 大学の引率者および研修先機関が上記 4～8 のいずれかの事項に反していると判断した場合は、状況に応じて宿泊部屋の移動、一時的な授業参加停止、途中帰国などの措置を受け入れること。また、当該措置に起因するいかなる損害も補償されないこと。
10. プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
11. 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先大学もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑨のいずれかに当たる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、本学に損害賠償その他のいかなる責任も追究しないこと。
  - ①自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
  - ②本学が管理しえない状況で起こった事件または事故により生じた損害
  - ③法令または公序良俗に反する学生本人の行為により生じた損害
  - ④学生本人の故意または過失により生じた損害
  - ⑤プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
  - ⑥学生本人の個人的問題から生じた損害
  - ⑦学生本人が行った滞在先、航空券等の諸手続き、手配等により生じた損害
  - ⑧本邦外務省による海外安全情報に基づき、派遣先国・地域又は都市に対して危険情報および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、本学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則派遣の中止を判断するが、この派遣の中止により生じた損害。
  - ⑨学生本人の持病・既往症（事前の未申告・申告漏れを含む）に起因して生じた損害
12. 海外研修参加を含むすべての旅程において、天災・火災・傷害・疾病・その他の事故により人的および物的損害が生じた場合、大学および引率者に対してその補償を請求しないこと。
13. 参加を辞退する場合、本学が指定する条件による研修参加ができない場合等は、理由を問わず、航空券に係るキャンセル料を含む費用を参加学生個人が負担する場合がある。発生した費用は、本学には請求しない。また定められた期日までに定められた方法で支払う。

14. 平時と異なる出費や、計画変更・研修中止に伴うすべての出費（航空券や宿泊先のキャンセル料等を含む）は、学生本人が負担することに同意する。

【⑦個人情報】

15. 研修前および研修期間中の緊急時においては、大学ならびに研修取扱い旅行社が、提出書類に記載された個人情報を学内および研修先機関、海外旅行保険会社、危機管理会社等と共有することを了承すること。

2026年 月 日

学生氏名

学籍コード  
(数字6ケタ)

学年

所属

(○で囲む)

大学院博士後期課程  
大学院博士前期課程  
芸術学部  
短期大学部

学科

専攻・領域

私は、 \_\_\_\_\_ ※ (学生氏名) の保証人として上記誓約事項に同意し、本人に厳守させることを誓約いたします。

2026年 月 日

保証人氏名

現住所 〒

印

電話番号 ( )